

## 地方議会の意見書に対する誠実処理を求める意見書

地方自治法（以下「法」という。）第99条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と規定されている。

全国の地方議会から提出される意見書は、各議員が日々の政務活動等で住民からの意見や要望はじめ請願・陳情等を広く把握して提出されたものである。しかし、提出先の国会又は関係行政庁からは全く回答、報告がされていないのが実情であり、意見書がどのように処理されたのかを地方議会として知る術はないのである。

平成5年の法改正により自治体の首長や議長の全国的連合組織（知事会や議長会）から国への意見具申制度（法第263条の3第2項）が設けられ、平成11年の法改正では内閣の回答努力義務（法第263条の3第3項及び第4項）も追加されている。

しかし、法第99条に基づく地方議会から提出された意見書について受理する国又は関係行政庁の処理に関して法的な改訂はされていないのである。

よって、下記の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 地方議会から提出された意見書について、国会においては、地方議会の意思を確実に国政等に反映させるために地方自治法を改正し、関係行政庁は、誠実に処理すること等、意見書の規定整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月16日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿  
法務大臣 殿

参議院議長 殿  
内閣官房長官 殿

内閣総理大臣 殿